

## 法改正情報

## 行政書士 しっかりわかる講義生中継 民法 第2版

本書において、下記のとおり、民法等の一部を改正する法律（令和4年12月16日法律第102号）による修正箇所がございます。

恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

ページ	改正前	改正後
公布の日（令和4年12月16日）から施行される改正に基づく修正		
570	上から2～3行目  ② 子の居所指定権（821条） ③ 懲戒権（822条）	② 子の人格の尊重等（821条） ③ 子の居所指定権（822条）  ※改正により、懲戒権（旧：822条）が削除され、子の人格の尊重等（新：821条）が追加された
令和6年4月1日から施行される改正に基づく修正		
538	レジュメ 婚姻の成立要件 ⑤ 再婚禁止期間を経過している ⑥ 近親婚でない	※⑤は削除 ⑤ 近親婚でない
539 540	539 ページ下から4行目～540 ページ下から8行目 板書 再婚禁止期間 も含めて、⑤ 再婚禁止期間を経過していること（733条）についての記載をすべて削除	
540	下から7行目 ⑥ 近親婚でないこと（734条～736条）	⑤ 近親婚でないこと（734条～736条）
541	下から10～9行目 ～④重婚でないこと、⑤再婚禁止期間を経過していること、⑥近親婚でないこと～	～④重婚でないこと、⑤近親婚でないこと～
541	下から3～1行目 下から3行目「また、再婚禁止期間内」から最終行の文末までを削除	
546 547	第9編 第2章 確認テスト 問4の問題文および解答解説をすべて削除	
553	板書 嫡出子と非嫡出子 「推定されない嫡出子」との文言を削除	
553	板書の下2～3行目 ～さらに、推定嫡出子、推定されない嫡出子、準正嫡出子の3つに分かれます。～	～さらに、推定嫡出子、準正嫡出子の2つに分かれます。～
553	(1) 嫡出子 1～2行目 ～子をいいます。嫡出子には推定される嫡出子と推定されない嫡出子があります。	～子をいいます。

を以下に差替え

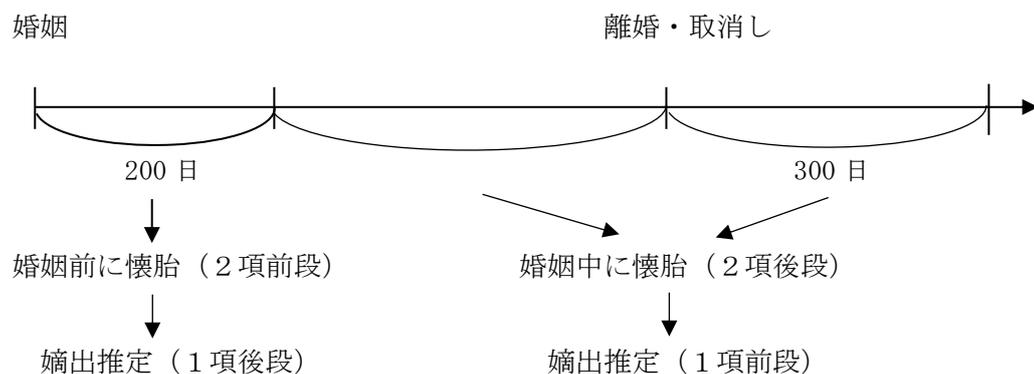
① 推定される嫡出子に関する規定（令和 6 年 4 月 1 日施行）

妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定されます（772 条 1 項前段）。女性が婚姻前に懐胎した子で、婚姻が成立した後に生まれた場合にも、当該婚姻における夫の子と推定されま  
す（772 条 1 項後段）。

推定規定の趣旨ですが、婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻をしている夫の子であることがほとんど  
ですから、婚姻中の夫の子と扱うこととしました。また、改正前は、離婚前の夫以外の男性との子を  
懐胎し、夫と離婚後に生まれた場合に、前夫の子と推定されるのを嫌い、戸籍の届出をせず、無戸籍  
者になってしまうという問題があったことから、その問題を解消するために、母が前夫以外の男性と  
再婚し、再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定するとの例外を設けました。

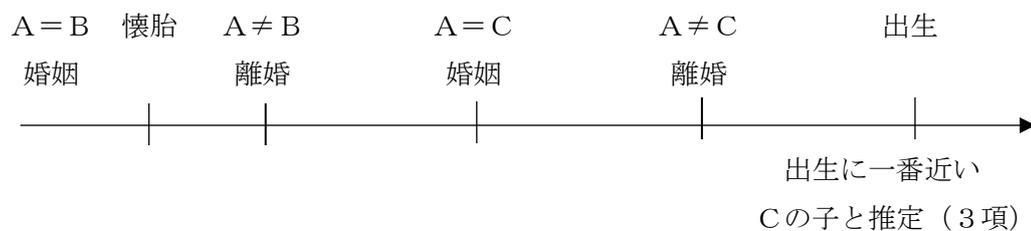
婚姻の成立の日から 200 日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定されます（772 条 2  
項前段）。また、婚姻の成立の日から 200 日を経過した後または婚姻の解消もしくは取消しの日から  
300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定されます（772 条 2 項後段）。

板書 嫡出推定（772 条 1 項・2 項）



懐胎してから、子の出生までに 2 回以上の婚姻をしていたときは、出生に一番近い婚姻における夫  
の子と推定されます（772 条 3 項）

板書 嫡出推定（772 条 3 項）



なお、以下に述べる、父の嫡出が否認された場合（774 条）には、直近の婚姻の夫との子だという  
772 条 3 項の推定は働きません（772 条 4 項）。

以上のような推定を働かせて問題がなければ、特に争いは起こりません。

② 嫡出否認の訴え

問題は、父や子が父子関係を疑っている場合に、その嫡出性を否定したい場合です。嫡出を否認することができるのは、父、子、母、さらには再婚後の夫の子と推定される子（772条3項）については母の前夫です（774条）。推定を否定したい場合、嫡出否認の訴え（775条）によります。父または母は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、それぞれその否認権を失います（776条）。

嫡出否認の訴えは、777条各号に定める時から3年以内という出訴期間の制限があります。

- 1号 父 父がこの出生を知った時
- 2号 子 その出生の時
- 3号 母 子の出生の時
- 4号 前夫 前夫が子の出生を知った時

レジюме **親子関係を争う訴えの整理**

	内 容	提訴権者	相手方	提訴期間	消滅事由
嫡出否認 の訴え	推定される嫡出子につ き、父の子との推定を 覆す	父	子または親権を行う母	父がこの出生を知った 時から3年	父または母は、 子の出生後に おいて、その嫡 出であることを 承認したと き
		子	父	その出生の時から3年	
		母	父	子の出生の時から3年	
		前夫	父・子または親権を行う母	前夫が子の出生を知つ た時から3年	
親子関係 不存在確認 の訴え	推定される嫡出子以外 の子につき、父子関係 の存在を否認する	利害関係人	確認を求める当事者、当事 者の一方が死亡した場合 は検察官	—	—

558

(9) を追加

(9) 子、認知をした者および子の母は、原則的に、所定の起算点から7年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由に、認知の無効の訴えを提起することができます(786条1項本文・各号)

(所定の起算点)

- 1 子又はその法定代理人 子またはその法定代理人が認知を知った時 (1号)
- 2 認知をしたもの 認知の時 (2号)
- 3 子の母 子の母が認知を知った時 (3号)

558

第9編 第4章 確認テスト

559

問3の問題文および解答解説をすべて削除

559

第9編 第4章 確認テスト 解答 問2 3行目  
と推定されます(722条2項)。

と推定されます(722条2項後段)。

以上

## 法改正情報

## 行政書士 しっかりわかる講義生中継 民法 第2版

本書において、下記のとおり、法改正による修正箇所がございます。

恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

ページ	改正前	改正後
※民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）のうち公布の日から施行される内容に基づく		
570	上から2～3行目  ② 子の居所指定権（ <u>821条</u> ） ③ 懲戒権（ <u>822条</u> ）	② <u>子の人格の尊重等（821条）</u> ③ <u>子の居所指定権（822条）</u>  ※改正により、懲戒権（旧：822条）が削除され、 子の人格の尊重等（新：821条）が追加された

以上